

令和8年5月7日宣告

令和3年（わ）第372号

主 文

被告人を懲役3年に処する。

5 この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、債務保証業務等を目的とする株式会社Aの代表取締役であったもの、
10 Bは、同社の専務取締役であったもの、株式会社C（令和元年10月18日に株式
会社Dから商号変更。以下、商号変更の前後を問わず「株式会社C」という。）は、
株式会社Aの子会社であり、同年7月3日に静岡地方裁判所沼津支部に破産手続開
始の申立てがなされ、同年12月20日に破産手続開始決定を受け、同決定は令和
2年1月25日に確定したものであるところ、被告人は、前記Bと共謀の上、株式
15 会社Cの債権者を害する目的で、

第1 令和元年9月14日、静岡県沼津市（住所省略）所在のEホテル（以下「本
件ホテル」という。）において、株式会社C代表取締役Fをして、G組合組合
長Hらに対し、破産財団に属すべき別紙1記載の建物（以下「本件ホテル建物」
という。）の敷地として利用中の別紙2記載の土地に関する同組合と株式会社
20 C間の平成26年3月20日付け土地賃貸借契約を終了させることを申し入れ
させ、令和元年10月12日、同市（住所省略）所在の前記H方において、情
を知らない同人をして、同土地賃貸借契約を終了する旨の平成31年1月1日
に作成日付を遡らせた確認書に押印させるなどして本件ホテル建物敷地利用権
を喪失させ、もって債務者である株式会社Cの財産を債権者の不利益に処分し、

25 第2 令和元年9月14日、本件ホテルにおいて、前記Fをして、I組合組合長J
らに対し、破産財団に属すべき本件ホテル建物の敷地として利用中の別紙3記

載の土地に関する同組合と株式会社C間の平成25年12月27日付け土地賃貸借契約を終了させることを申し入れさせ、令和元年10月12日、同市（住所省略）所在の前記J方において、情を知らない同人をして、同土地賃貸借契約を終了する旨の平成31年1月1日に作成日付を遡らせた確認書に押印させるなどして本件ホテル建物敷地利用権を喪失させ、もって債務者である株式会社Cの財産を債権者の不利益に処分し、

第3 破産手続開始に先立って破産財団に属すべき本件ホテル建物が第三者に譲渡された旨装うことを考え、令和元年10月2日頃から同年11月1日頃までの間に、東京都、愛知県又はその周辺において、真実は、本件ホテル建物を株式会社A及びK株式会社に譲渡した事実がないのに、本件ホテル建物を含む株式会社Cが有する財産及びホテル運営事業等を平成30年5月16日付けで株式会社Cから株式会社A及びK株式会社へ譲渡する旨の同年4月16日付け事業譲渡契約書を作成した上、令和元年11月8日、情を知らない株式会社C代理人弁護士をして、前記事業譲渡契約書1通を含む訴訟関係書類を静岡県沼津市御幸町21番1号静岡地方裁判所沼津支部に提出させて、もって債務者である株式会社Cの財産の譲渡を仮装した。

（事実認定の補足説明）

第1 争点等

1 判示各事実のうち、株式会社Cの債権者が令和元年7月3日にした破産手続開始の申立て（以下、これによる破産手続を「本件破産手続」という。）後に、被告人が、部下のBとともに、作成日付を遡らせて、判示第1・第2のとおり本件ホテル建物の敷地に関する株式会社Cと地権者間の土地賃貸借契約を終了する旨の各確認書（以下「本件各確認書」という。）を作成したことや、判示第3のとおり本件ホテル建物の譲渡を含む事業譲渡契約書（以下「本件事業譲渡契約書」という。）を作成したことに争いはなく、証拠上も認められる。

弁護人は、被告人は真実に形式を合わせただけであり、株式会社Cは株式会

社A及びK株式会社に対し、平成30年5月16日までに株式会社Cの本件ホテル運営事業を譲渡し、同事業譲渡に併せて本件ホテル建物の所有権も譲渡していたこと、さらに、本件ホテル建物の譲渡に伴ってその敷地利用権も移転していたことなどを主張し、被告人が、株式会社Cの債権者を害する目的で、株式会社Cの財産を債権者の不利益に処分したり、株式会社Cの財産の譲渡を仮装したりした事実はないから、無罪であると主張する。

2 本件の争点は、

- ①本件ホテル建物が、平成30年5月16日までに株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に譲渡された事実はなく、本件破産手続開始申立ての時点において、その敷地利用権とともに株式会社Cの財産であったか
 - ②本件ホテル建物の剰余価値等を踏まえても、本件ホテル建物が株式会社Cの破産財団に属すべき財産となるか
 - ③判示第1及び判示第2の行為について、本件ホテル建物の敷地利用権を株式会社Lに一本化することで、株式会社Cは、その賃料債務を免れ、株式会社Lから転貸を受けることにより敷地利用権は事実上確保されていたことを踏まえても、債権者に不利益な処分といえるか
 - ④判示第3について、被告人が本件事業譲渡契約書を作成し、同契約書を含む訴訟関係書類を裁判所に提出する行為が、そもそも「仮装」にあたるか
 - ⑤被告人に故意及び債権者を害する目的が認められるか
- であるので、以下、検討する。

第2 認定事実

関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

1 関係者等

- (1) 本件ホテルは、静岡県沼津市の離島である「a」に所在するホテルである。
本件ホテル建物は、平成3年11月1日に株式会社C（当時の商号は株式会社M）を所有者として所有権保存登記がなされ、本件破産手続開始申立て

に至るまで、株式会社Cがその所有権（ただし、後記のとおり平成30年9月以降に多数の持分一部移転登記がなされたため、同申立て時点では所有権の一部）の登記名義人であった（甲13）。

本件ホテル建物の敷地の地権者は、別紙2記載の土地についてはG組合、
別紙3記載の土地についてはI組合である（甲12。以下、2つの組合を併せて「各組合」という。）。また、aには、本件ホテルのほかに水族館があるところ、同水族館は、株式会社Lがその建物を所有して運営している。

(2) 株式会社Cは、ホテル経営等を目的とする株式会社であり（甲2）、後記2(2)の平成30年4月13日の株式譲渡（以下「本件株式譲渡」という）時点では、株式会社Cのほぼ全ての株式はNが所有していた（甲5）。Nは、
当時、株式会社C以外にも複数の会社を経営しており、株式会社LもNが経営する会社であった（以下、Nが経営していた会社を総称して「Nグループ」ということがある。）。

(3) 株式会社Aは、被告人が設立した株式会社であり、被告人は平成30年1月11日以降その代表取締役を務めている。Bは、平成27年10月1日から株式会社Aの取締役となり、本件当時はその専務取締役であった（甲1）。

K株式会社は、被告人が平成28年に買収した株式会社であり、被告人は平成29年5月以降一時期を除いてその代表取締役を務めている（甲3。以下、K株式会社含め、被告人が経営する株式会社Aを中心とする会社を総称して「株式会社Aグループ」ということがある。）。

(4) 株式会社O（平成30年7月10日商号変更前は株式会社P。以下、基本的には「株式会社O」といい、契約書等の名義が株式会社Pとされる場合には「株式会社P（株式会社O）」という。）は、Nが株式会社Cの運営会社として設立した会社であり（甲35）、後に株式会社Aがその株式すべての譲渡を受け商号変更した（弁86）。

また、株式会社Aは、株式会社Lについても、平成31年2月1日、発行

済株式900株のうち710株の譲渡を受けた(甲5)。

2 株式会社Aによる株式会社Cの株式取得とその後の状況

5 (1) 平成30年3月頃株式会社Cの経済状況は非常に悪く、本件ホテル建物に対しては、平成29年12月から平成30年3月にかけて、個人債権者が申し立てた4件の強制競売が開始され、差し押さえがなされていた(甲13)。

(2) Nと株式会社Aとの間で、平成30年4月13日、Nから株式会社Aに対し、株式会社Cの発行済み株式200株のうち194.4株を1円で譲渡する旨の株式譲渡契約が締結された(本件株式譲渡。甲5)。本件株式譲渡により、株式会社Cは株式会社Aの子会社としてその経営支配下に入った。

10 本件株式譲渡後、本件ホテルは、株式会社Aグループにおいて運営されるようになり、ホテル名を「Qホテル」とする広告や、K株式会社の費用負担により設備工事等や催しを行うなど、多額の資金投入がなされた(弁65ないし67、75、91)。

15 (3) 被告人は、平成30年4月20日付けで本件ホテル会員宛てのあいさつ文書を配布した。同書面には、本件ホテル建物の所有権付会員権の販売を開始すること、販売会社はK株式会社であることが記載され、「※ホテル建物全体について、株式会社DからK株式会社が買い受け、同時に会員様へ持分販売するというスキームです。」と付記されていた(弁3)。

20 (4) 株式会社Cと株式会社Aは、平成30年5月1日、株式会社Cを根抵当権設定者、株式会社Aを根抵当権者、本件ホテル建物を根抵当物件として、極度額24億円の根抵当権設定契約を締結し、同月10日、本件ホテル建物につき、4件の根抵当権設定仮登記をした。同契約書では、本件ホテル建物は株式会社C所有と記載された(甲5、13)。

25 (5) 本件株式譲渡後も、本件ホテル建物に対しては、強制競売開始決定による差押えや仮差押えが相次ぐ状況であった(甲13)。

被告人及びBは、本件ホテル建物が強制競売となることを回避するため、

強制競売開始決定を無剰余取消しとする方策について平成30年6月及び7月に複数の弁護士にメールで相談した。その際、Bは本件ホテル建物について株式会社C所有である旨の説明をし、被告人もそれを訂正することなく「会社ごとホテルを引き受けた」として補足説明をしている（甲66）。

5 また、被告人らによる競売対策の一環として、株式会社Lは、執行裁判所に対し、同社が借地権を有する土地の一部を本件ホテル建物を所有する株式会社Cに無償提供していることや、本件ホテル宿泊客の乗船についても協力していること、競落者には同様の提供・乗船協力はできないことなどを上申した（甲66）。

10 (6) 本件ホテル建物については、平成30年9月21日から令和元年11月29日にかけて、多数回にわたり、前記(3)の所有権付会員権の購入者に対し、株式会社C名義の所有権の一部について、代物弁済ないし売買を原因とする持分移転登記がなされた（甲13）。

15 (7) 被告人が、平成30年9月27日頃作成したK株式会社と株式会社P（株式会社O）間の業務委託契約書では、「甲（注：K株式会社）が所有するEホテル（静岡県沼津市。登記上は株式会社Dの所有）」と記載された（弁79）。

20 (8) 株式会社A及びK株式会社は、令和元年5月7日、「平成30年4月16日事業の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社Dの債務を弁済する責任を負わない」旨の免責登記をした（甲1、3）。

 また、株式会社Oは、令和元年6月7日、「令和1年6月6日事業の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社Dの債務を弁済する責任を負わない」旨の免責登記をし（甲27）、株式会社Lは、同月24日、「平成31年3月8日事業の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社Dの債務についてはその責めに任じない」旨の免責登記をした（甲4）。

25

3 本件破産手続開始の申立てとその後の状況

(1) 株式会社Cの債権者によって令和元年7月3日本件破産手続開始の申立てがなされ、同申立書等は同年8月28日株式会社Cに送達された(甲7)。

Bは、同月29日、被告人に対し、メールで本件破産手続開始の申立てがあったことを報告した(甲68)。

5 (2) 本件ホテル建物の敷地に関する賃貸借契約関係

ア 令和元年9月初め頃、Bは、被告人の指示を受けて、株式会社C取締役R(以下「R」という。)に対し、株式会社Cと株式会社Lが地権者である各組合と締結していた土地賃貸借契約について、株式会社Lに一本化する手続を手伝うよう依頼した。Rは、同月12日、株式会社L代表取締役S(以下「代表取締役S」という)に対し、その旨の話をした(甲37、
10 45)。

イ 被告人、B並びに株式会社C及び株式会社Lの役員らは、令和元年9月14日、本件ホテルに各組合の役員らを招いて会合を開き、そこで、各組合との土地賃貸借契約を株式会社Lに一本化することを申し入れた(甲4
15 5、47、50)。

ウ 被告人及びBの指示のもと、令和元年10月11日、各組合と株式会社Lの間で、それぞれ、本件ホテル建物の敷地を含む土地について、株式会社Lに賃貸する旨の土地賃貸借契約書が作成された(甲73、74)。また、同月12日、株式会社Cと各組合との間で、それぞれ、本件ホテル建物の敷地に関し、両者間で締結されていた土地賃貸借契約を平成31年1月1日をもって終了することで合意した旨の本件各確認書が作成された(甲10、11、39)。これらの書面はいずれも、作成日付を遡らせて、平成31年1月1日とするものであった。

(3) 破産対応メモの作成

25 被告人は、令和元年9月28日から同年10月9日にかけて、株式会社Cの本件破産手続への対応策を記載した「破産対応メモ」を作成した(甲84・

資料36)。

同メモには、①株式会社Cの資産は本件ホテル建物のみであり、本件ホテル建物を6300分割し、代物弁済等した結果、現在は6300分の約500を個人債権者等が所有している、②敷地は借地であり、土地所有者である2つの漁協から株式会社Lが一括して借り受け、ホテル底地は以下のとおり転貸している(株式会社L→K株式会社、K株式会社→株式会社C 滞納?)、③ホテル運営事業は、株式会社Cから株式会社OとK株式会社へ昨年4月に譲渡済(登記済)、事業譲渡により、現在は株式会社Oが運営している、④本件ホテル建物は株式会社Cから株式会社OとK株式会社が賃貸借している、

(4) 令和元年10月2日、Bから被告人に対し、株式会社CとK株式会社・株式会社P(株式会社O)間の賃貸契約書案、続いて、株式会社LとK株式会社間の土地賃貸借契約書案がそれぞれメール送信され、被告人からBに対し、株式会社CとK株式会社・株式会社P(株式会社O)間の平成30年4月16日付け事業譲渡契約書(甲68・資料12。以下「事業譲渡契約書案1」という。)が送信された。事業譲渡契約書案1では、譲受会社はK株式会社及び株式会社P(株式会社O)であり、株式会社Cが両社に対し平成30年5月1日を譲渡日として本件ホテルのホテル運営事業を譲渡するものとされ、第7条として、株式会社Cと両社間で譲渡日までに本件ホテル建物の賃貸借契約を締結する旨の条項があった。

(5) 破産対応メモ2の作成

被告人は、令和元年10月11日から同月18日にかけて「破産対応メモ2」を作成した(甲84・資料37)。

同メモには、①株式会社Cは資産なし、ホテル運営事業(本件ホテル建物含む)は平成30年4月にK株式会社及び株式会社Oに事業譲渡済み、ただしホテル建物の所有権移転登記は未完了である、②本件ホテル建物の敷地は、

漁協から株式会社Lが一括して借り受け、株式会社LからK株式会社へ転貸している、との内容が記載された。

(6) 被告人は、事業譲渡契約書案1の内容を、令和元年10月12日以降、次のとおり順次変更した。

5 ア 同年10月12日メール添付の事業譲渡契約書（甲68・資料19。以下「事業譲渡契約書案2」という。）では、譲受会社はK株式会社及び株式会社P（株式会社O）のままであったが、譲渡財産一覧表に本件ホテル建物が含まれるようになり、株式会社Cと両社間で本件ホテル建物の賃貸借契約を締結する旨の条項は削られた。

10 イ 同月13日T司法書士から、免責登記との整合性について指摘があり、Bから被告人に対し、株式会社Oの免責登記が令和元年6月であることや株式会社Cの勘定科目内訳書に賃借権の記載があることが報告され、譲渡財産一覧表に賃借権の項目が追加された。これらを受け、被告人は、譲受会社から株式会社Oを外すこと、賃借権の記載をすることを決め（甲85）、
15 令和元年10月15日メール添付の事業譲渡契約書（甲68・資料41。以下「事業譲渡契約書案3」という。）では、譲受会社は株式会社A及びK株式会社とされた。

ウ その後も事業譲渡日を平成30年5月16日とする等の内容変更を経た上（甲68・資料49）、令和元年10月16日、Bから本件破産手続における株式会社Cの代理人弁護士らに対し、押印のある事業譲渡契約書等のデータがメールで送付された（甲68・資料51）。

本件事業譲渡契約書は、同年11月1日頃までの間に上記事業譲渡契約書からさらに条項の一部が変更されたものであり、株式会社Cの代理人弁護士によって同月8日に破産裁判所に提出された（甲27）。

25 第3 判断

1 争点①（本件ホテル建物の所有権譲渡の有無）について

5 (1) 前記認定のとおり、平成30年4月16日付けの本件事業譲渡契約書では、譲受会社は株式会社A及びK株式会社とされ、同年5月16日を事業譲渡日として、本件ホテル建物も株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に譲渡されたことになっているが、本件ホテル建物の所有権登記名義は両社には移

10 登記の点を措くとしても、そもそも、株式会社Aは、平成30年4月13日の本件株式譲渡によりNから株式会社Cの経営権譲渡を受けることにしたもので、Nからの買収方法として株式譲渡の手法を選び、これによりいわば株式会社Cの会社全体を取得したのであるから、その直後に更に重ねて、株

10 株式会社Aが株式会社Cの資産について個別に譲渡を受ける必要は通常ない。本件ホテルを株式会社Aグループにおいて運営するに当たり、株式会社Aグループの一員となった株式会社Cが本件ホテル建物の所有権を有しているこ

とは、何らの支障を生じさせないものである。

15 そして、本件株式譲渡の前後を通じて株式会社Cの代表取締役であったFは、Nグループの時代から、ホテル運営は別会社が行っており、本件ホテル建物の所有権を有する株式会社Cは、運営会社から賃借料をもらうのが正常な形だと思っていたが、赤字のため賃借料の設定はないと聞いていたこと、

20 経営権が株式会社Aに移ってからも同じスキームであったため、同様に解釈していたことを供述し、本件株式譲渡後も本件ホテル建物の所有権は株式会

25 社Cにあったとの認識を明らかにしている。株式会社Cの経営権は株式会社Aにあり、その株主である被告人が経営に関する意思決定を行っていたのは確かであるが、あくまで株式会社Cの代表取締役はFなのであるから、同人において、本件ホテル建物の所有権が株式会社A及びK株式会社に譲渡されたとの認識を欠いている以上、両社と株式会社C間で本件ホテル建物の譲渡合意が成立していたとみるのは困難である。

何より、平成30年5月16日までに本件ホテル建物の譲渡が真実なされ

たのであれば、契約当事者となる譲受会社は明確なはずであり、事業譲渡契約書案1から3に至るような内容変更がなされるはずがない。すなわち、前記3(6)のとおり、被告人は、本件破産手続開始の申立てがあったことを知った後に、本件ホテル建物を株式会社Cの所有と記載した「破産対応メモ」を作成し、同メモの内容に沿った事業譲渡契約書案1を作成している上、本件ホテル建物を譲渡財産に加えてからも、事業譲渡契約書案2までは譲受会社をK株式会社及び株式会社P（株式会社O）としており、事業譲渡契約書案3で株式会社A及びK株式会社に変更した。被告人が、本件事業譲渡契約書作成に当たり、単に作成日付を遡らせただけではなく、契約書の内容を何度も作り変え、譲渡財産や譲受会社という根幹部分まで変更していることは、本件株式譲渡とは別に、株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に対して本件ホテル建物の譲渡がなされていないことの証左といえる。

この点、被告人は、「破産対応メモ」と事業譲渡契約書案1は、本件ホテル建物の登記名義が株式会社Cのままであったためその所有とみられた場合にどう対抗するか検討したものにすぎず、その後U弁護士に相談して、譲渡を主張することに問題がない旨の助言を受けたことから、真実の内容に即して書面を作成したなどと供述するが、同相談後に作成された「破産対応メモ2」の内容からも、譲受会社が更に変更されていることの合理的説明はつかない。

確かに、前記認定のとおり、被告人は、本件株式譲渡後、K株式会社において本件ホテル建物の所有権付会員権を販売するスキームを計画・実行していたものであるが、他方で、当時、本件ホテル建物に対しては複数の個人債権者による強制競売が開始されており、その他の個人債権者からの仮差押えも相次いでいる状況であった。既に開始された強制競売や先行の仮差押権者が今後してくる強制競売が無剰余取消しとなる保証はなく、競売が実施されることも当然想定されたのであり、そのような状況で、本件ホテル建物の所

有権を株式会社A及びK株式会社に移転するメリットはない。被告人において本件ホテル建物の所有権を移転させるつもりがなかったことは、本件株式譲渡直後の平成30年5月に根抵当権設定仮登記で順位保全をしつつ、同年6月及び7月に弁護士に競売対策の相談をした際、株式会社Cが本件ホテル建物の所有権を有していることを前提に話を進めていることから見てとれる。さらにいえば、所有権付会員権販売スキームの結果なされた本件ホテル建物の所有権（持分）一部移転登記は、その多くが登記原因を代物弁済とするものであったところ、これは、Nグループ時代の本件ホテル会員との関係では、会員が株式会社Cに有していた債権に対し、株式会社Cが本件ホテル建物を所有することを前提として、これを弁済に充てる形式がとられたことを意味する。こうした事情に鑑みれば、K株式会社が所有権付会員権を販売するスキームを実行していたことは、株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に対し本件ホテル建物の所有権譲渡がなされたことを裏付けるものとは言い難い（前記2(3)の会員宛て文書は、販売促進等の目的で作成された文書であるから、当時の株式会社Cの経済状況を踏まえて便宜的な記載がなされたとしておかしくない。）。

また、前記2(7)の被告人が平成30年9月27日頃作成したK株式会社と株式会社P（株式会社O）間の業務委託契約書は、K株式会社の決算資料（弁79）であり、K株式会社から株式会社Oに対して会員権売上げの一部を業務委託費として支払計上する方便として作成されたものと解される。

以上からすれば、本件ホテル建物の所有権が平成30年5月16日までに株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に譲渡された事実はなかったものと認められ、これに反する被告人供述は信用できない。

(2) 弁護人の主張について（既に検討した点は除く）

弁護人は、①本件ホテル運営事業が株式会社A及びK株式会社に譲渡されている以上、本件ホテル建物も同様に譲渡されるのは当然であること、②株

5 株式会社A及びK株式会社の免責登記は、両社に株式会社Cから事業譲渡ひいては本件ホテル建物の所有権譲渡があったことの裏付けであること、③Fは、K株式会社による所有権付会員権販売スキームに異議を述べることなく了承していたし、被告人に経営の意思決定を全て任せていたのであって、本件ホテル建物の所有権譲渡を承諾していたこと、④BはT司法書士に対して平成30年9月5日本件ホテル建物の固定資産税評価証明書を送っているが（弁85）、これは、資金繰りのタイミングを見計らって移転するつもりであった所有権登記につき、実際に移転費用の具体的試算を行ったことを示すものであること、などを主張する。

10 しかしながら、①の点は、本件株式譲渡によって、既に株式会社Cは株式会社Aの子会社となり、株式会社Aが経営支配していたことを度外視した主張であって採用できない。本件株式譲渡後、本件ホテルの名称を変更して株式会社Aグループが本件ホテルを運営していたことは、株式会社Cが本件ホテルを所有していることと何ら矛盾しないことは前述のとおりである。

15 また、②株式会社Cから事業譲渡を受けたとする免責登記は、前記2(8)認定のとおり、株式会社A及びK株式会社のみならず、それぞれ異なる時期に株式会社Oさらには株式会社Lにも付されている。結局、これらの免責登記は、Bが供述するように、株式会社Cの債権者から訴訟が提起されるようになったためその対策として登記したにすぎないものと認められ、本件ホテル
20 建物の所有権譲渡を裏付けるものとはいえない。

③の点は、K株式会社による所有権付会員権の販売と本件ホテル建物全体の譲渡は別であり、Fが、前者に異議を述べていないからといって、直ちに後者の合意をしたとみることはできない。本件株式譲渡の前後を通じ、本件ホテル建物全体の所有権を譲渡することにつき具体的な話がFになされたこと
25 はないのであるから、Fが譲渡合意をしたとは評価できない。

④の点に関しては、T司法書士はBから本件ホテル建物全体の所有権登記

5 を移転する相談等があったのかについては相当曖昧な供述をしている。T司法書士が同年8月16日に「代物弁済の件」の必要書類として課税明細書又は評価証明書を求めていること（弁87）や、同年9月21日に代物弁済等を原因とする最初の持分移転登記がされたこと（甲13）からすると、固定資産税評価証明書は会員に対して持分移転登記をするための資料として送付された可能性が高い。そうすると、固定資産税評価証明書の送付も、本件ホテル建物全体の所有権譲渡を裏付けるものとはいえない。

弁護人の主張はその他の点を含めいずれも採用できない。

10 (3) 以上より、本件ホテル建物が平成30年5月16日までに株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に譲渡された事実はないものと認められる。

2 争点②（本件ホテル建物につき、その剰余価値等を踏まえた上での破産財団への帰属性）について

15 破産者が破産手続開始の時に於いて有する一切の財産は破産財産であり（破産法34条1項）、およそ財産的価値のあるものは破産財団に属するところ、不動産である本件ホテル建物が破産財団に属する財産であったことは明らかである。本件ホテル建物に対する担保権の存在については、不動産は、多額の担保権の対象となっても、その担保権の制約のもとに破産財団を構成するにすぎず、破産管財人による放棄（破産法78条2項12号）なしに破産財団への帰属性が否定されることなどあり得ない。

20 したがって、本件ホテル建物及びその敷地利用権は、株式会社Cの破産財団に属するものであったと認められる。

3 争点③（判示第1及び第2の行為は株式会社Cの債権者に不利益な処分か）について

25 本件ホテル建物の敷地に関する株式会社Cと各組合との間の土地賃貸借契約は、いずれも、本件各確認書の作成をもって合意解除されたといえるところ、これは、株式会社Cが各組合に対して有していた本件ホテル建物の敷地利用権

を喪失させる行為であるから、株式会社Cの債権者に不利益な処分当たる。

この点、弁護人は、これらの合意解除は、もともと株式会社Cと株式会社Lが各組合との間で土地賃貸借契約を締結していたところ、その賃借人を株式会社Lに一本化する一環としてなされたもので、株式会社Cには地代の支払能力はなく、本件ホテル建物の敷地利用権の主体が株式会社Lとなることで、地権者への賃料支払は確実なものとなるし、複雑な契約関係が整理され、かつ、株式会社Aグループによって敷地利用権は事実上確保されていたのであるから、株式会社Cの債権者に不利益な処分とはいえない旨主張する。

しかし、被告人は、各組合と株式会社Lの間で新たに締結した各土地賃貸借契約（甲73、74）において、賃借権の譲渡は、賃貸人の承諾の上、株式会社A、K株式会社、株式会社C、株式会社P（株式会社O）の4社に限り認める旨の条項を盛り込んでおり、本件破産手続において第三者が本件ホテル建物を買い受けても、その敷地利用権を取得することを困難にしている。株式会社Aグループによって敷地利用権が事実上確保されていたとはいえず、弁護人の主張は採用できない。

4 争点④（判示第3の行為が財産譲渡の「仮装」に当たるか）について

本件ホテル建物が譲渡された事実がないにもかかわらず、本件破産手続開始申立ての1年以上前に本件ホテル建物が譲渡された旨の真実と異なる内容の本件事業譲渡契約書を作成し、破産裁判所に提出する行為は、債務者である株式会社Cの総財産を外見上減少させることにほかならず、財産譲渡の「仮装」に当たることは明らかである。

この点に関する弁護人の主張は、本件ホテル建物の譲渡があったことを前提として、契約書の作成日付を遡らせても「仮装」には当たらないとするものにはすぎないから、前提を欠く。なお、判示第3の事実に関し、弁護人は、株式会社C代理人弁護士は被告人らが事後的に事業譲渡契約書を作成したことにつき「情を知らない」はずがない旨も主張しているが、株式会社C代理人弁護士は

被告人から本件ホテル建物の譲渡の事実がないとは知らされておらず（被告人がそのような説明をするはずがないのは当然である。）、その意味で「情を知らない」と認められるから、弁護人の主張は失当である。

5 争点⑤（故意及び債権者を害する目的の有無）について

5 (1) 前記1のとおり、本件ホテル建物の所有権が株式会社Cから株式会社A及びK株式会社に譲渡された事実はなく、そうである以上、本件破産手続開始の申立時点において、株式会社Cは本件ホテル建物の所有権及び敷地利用権を有していたと認められるところ、判示第1及び第2の行為がその敷地利用権を喪失させるものであること、判示第3の行為がその所有権につき譲渡を
10 仮装するものであることは、被告人は、株式会社Aグループのトップとして方針を決定してきた者であるから、当然に認識していたと認められる。このことは、株式会社Aの専務取締役であり、本件株式譲渡後、被告人の指示を受けて、本件ホテルに関する各種業務を遂行してきたBが、同認識を有していた旨供述していることによっても裏付けられる（なお、弁護人は、Bの供
15 述は、捜査機関に迎合したもので信用できず、実質的にみれば事業譲渡に伴う所有権移転を認めていると評価できる旨主張するが、Bは、所有権移転はしていないとの認識であった旨明言しているのであり、これは株式会社Cの役員であったF及びRの認識とも一致するものであるから、十分信用できる。）。

20 また、前記2ないし4のとおり、本件ホテル建物の敷地利用権を喪失させ、その所有権の譲渡を仮装することが、本件破産手続において本件ホテル建物の換価を困難にし、ひいては総債権者の利益を害することは明らかである。そして、被告人が、債権者により申し立てられた本件破産手続に対抗し、本件ホテル建物の換価を困難にすることを積極的に意図して、これらの行為に
25 及んだことは、株式会社Cが本件破産手続で提出した準備書面（甲86）及び被告人が株式会社A名義で作成した投資家向け文書（甲87）において、

本件ホテル建物の敷地利用権及びaへの送客問題等を理由に、破産管財人は本件ホテル建物及び本件ホテル運営事業を第三者に譲渡することはできない旨記載されていることから推認され、被告人は、株式会社Cの総債権者を害する目的を有していたものと認められる。

5 (2) これに対し、弁護人は、被告人は、令和元年10月9日のU弁護士に対する相談時に、同弁護士から「実態として事業譲渡が済んでいるのであれば、株主総会議事録や取締役会議事録などのように後からその日付で契約書を作成すること自体は法的に問題ない」旨の助言を受けたのであり、被告人は詐欺破産の認識（故意）はない旨主張する。しかし、U弁護士の助言はあくまで譲渡実態があることを前提とするものであり、その前提を欠くことにつき
10 被告人が認識していた以上、かかる助言により故意が否定されることはない。

また、弁護人は、被告人は、本件ホテル事業を継続させて株式会社Cの雇用と会員の権利を守ろうとしてきたのであり、株式会社Cの総債権者を害する積極的な意図は微塵もなかった旨主張するが、破産管財人による本件ホテル建物の換価を困難にすることは、本件破産手続を妨害して株式会社Cの総債権者を害することに他ならない。

(3) よって、被告人には、判示第1ないし第3についての故意及び債権者を害する目的も認められる。

6 以上より、被告人には、判示各事実のとおり詐欺破産罪が成立する。

20 なお、Bの供述調書の証拠能力について付言すると、当時の弁護人による同意意見は、被告人質問の内容を踏まえれば被告人の意思に反するものではなかったと認められるし、その他の点からも瑕疵があるとはいえず、かつ、Bの証言内容を踏まえれば刑事訴訟法326条の相当性の要件も満たすものであるから、同条の同意書証として証拠能力を有する。

25 (量刑の理由)

本件は、株式会社Aの経営者である被告人が、その子会社とした株式会社C

について同社の債権者から破産手続開始の申立てがあったことを受け、部下である共犯者と共謀し、破産手続を妨害するために、本件ホテル建物の敷地利用権を喪失させ（判示第1・第2）、本件ホテル建物の譲渡を偽装した（判示第3）事案である。

5 破産会社である株式会社Cの中核をなす財産であった本件ホテル建物につき、破産手続における換価を困難にすべく、多数の関係者を巻き込み、既存の書類や登記等と辻褄を合わせながら、作成日付を遡らせた各種書類を作成するなど、本件各犯行は、周到かつ計画的で相当悪質な犯行である。本件各犯行に係る契約関係について、破産管財人は訴訟による対応を余儀なくされ、多くの費用が
10 費やされる結果となった。

被告人は、本件破産手続を妨害するために効果的な方法を画策した上で、本件各犯行を主導したのであるから、その責任は重い。他の債権者の利益を顧みず、自社グループの利益のみを優先しようとしたことに酌量の余地はない。

もともと、破産管財人の尽力の結果ではあるが、本件破産手続において本件
15 ホテル建物は7億2500万円で売却されるに至り、その換価は終了している。以上に加えて、被告人は不合理な弁解に終始し、反省の態度はみられないが、被告人に同種前科はないことも踏まえ、その刑の執行は猶予することとした。

（求刑 懲役3年）

令和8年5月7日

20 静岡地方裁判所沼津支部刑事部

裁 判 官 薄 井 真由子